



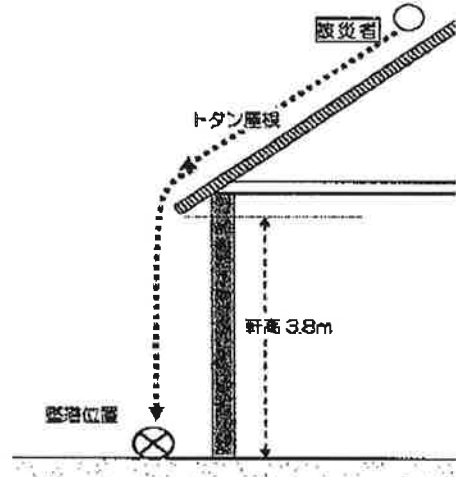
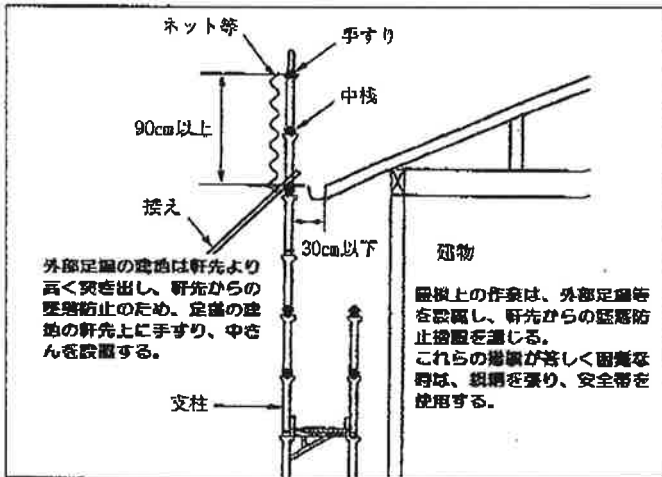
死亡災害発生情報

- 1 発生年月日 令和2年3月30日(月)午前11時頃
- 2 発生場所 胎内市
- 3 事業場の業種 木造家屋建築工事業
- 4 現場労働者数 1名
- 5 元請・下請の別 元請
- 6 発注者 民間
- 7 災害の種類 墜落
- 8 死傷者 死亡1名 男性 年令50歳 職種 塗装工 経験年数 34年
- 9 発生状況

令和2年建設業死亡災害件数
 3月30日現在 1名
 令和元年 同日現在1名

屋根補修工事の屋根上において、被災者一人でトタン屋根の補修作業をしていたところバランスを崩して屋根上を滑り落ち、3.8m下の地面に墜落した。

屋根の材質は、トタン(亜鉛メッキ鋼板)、被災者の履物はスニーカーで保護帽は着用していない。屋根軒先には、墜落防止の手すり、中さんは設置されていない。屋根上部に親綱(安全带取付け設備)は設けられてなく、事故当時、被災者は安全带を使用していない。事故当時の天候は、晴天、北北西の風2.2mであった。



10 コメント

墜落・転落による死亡災害は、依然として足場からの墜落災害が高い割合を占めていますが、足場以外でも、屋根等からの墜落・転落災害が高い割合を占めているため、足場からの墜落災害防止対策の推進に加え、屋根等からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図る必要があります。

- ・ 屋根軒先には、原則、手すり、囲い等墜落防止措置を講じる必要があります。
- ・ 外部足場を屋根からの墜落防止措置に利用する場合は、軒先よりも高い位置まで組上げ、建地の軒先より高い位置に手すり、中さん、幅木などを設けます。
- ・ 手すり、囲い等を設けることが著しく困難な場合は、親綱を張り、安全带を確実に使用させることとします。

また、建設現場ではいかなる場合においても保護帽の着用を行う必要があります。

【建災防では、墜落防備措置が困難な場合の安全带使用において、墜落時に身体への衝撃が少ないハーネス型安全带の普及を図っています。】

